

○ 海上運送法に基づく行政処分等（旅客船事業者）

四国運輸局

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	是正状況
2021年2月26日	株式会社高松海上タクシー	香川県高松市	安全確保命令	<p>令和2年11月19日、株式会社高松海上タクシーの人の運送する内航不定期航路事業における使用船舶「Shrimp of Art」が、旅客60名（大人8名、小学生52名）を乗せて高松港出港後、瀬戸大橋周辺遊覧中に大黒島橋下を西側から東側へ通過する際、暗礁に乗り揚げ沈没する事故が発生した。</p> <p>同年11月25日及び12月9日、12月25日に四国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施したところ、事前に運航計画を作成していなかったこと、GPSによる航行中の水路状況把握が不適切であったこと、安全管理規程及び関係法令の安全教育を定期的実施していなかったこと等の事実が確認されたことから、安全管理体制を見直すとともに、事故対策改善措置を講じるよう命令した。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全統括管理者・運航管理者は、輸送の安全確保が重要であることを自覚し、安全管理規程や関係法令を社員に遵守させること。 2. 運航管理者は、安全管理規程に定められた運航計画を事前に作成するとともに、運航計画作成時には、使用船舶の性能、航路の交通状況、自然的性質等について安全性を十分に検討すること。 3. 船長は、GPS機能等を十分に活用して航行中の水路状況の把握に努めること。 4. 船長は、基準経路、避険線のほか、事前の安全性確認時に気付いた必要と認める事項の海図記入を徹底すること。 5. 安全統括管理者は、安全管理規程並びに関係法令の安全教育を定期的実施し、運航管理者は、その概要を記録すること。 6. 安全統括管理者は、今般の重大事故を踏まえて事故処理に関する訓練を年1回以上実施し、運航管理者は、その概要を記録すること。 	<p>改善措置報告 2021年3月25日</p>